

母子・寡婦・父子福祉

I. 母子・寡婦・父子福祉

1. 児童扶養手当

事業名 児童扶養手当 （担当課 家庭子ども相談課）

事業開始年度	昭和 36 年度		
8 年度予算	1, 725, 535 千円	前年度決算	1, 659, 857 千円
補 助 率	給付費：国 1/3	根拠法令等	児童扶養手当法

目 的 ひとり親家庭又はそれに準ずる家庭で、18 歳未満の子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者、障害児については 20 歳未満）がいる家庭に対して手当を支給することにより、児童の心身の健やかな成長に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図っている。ただし、一定の所得制限がある。

なお、平成 14 年 8 月より市に審査・認定業務が委譲された。

また、平成 22 年の法改正により、同年 8 月から父子家庭の父も対象となり、平成 26 年の法改正により、同年 12 月から、公的年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになった。

令和 6 年 11 月の改正により、3 人目以降の手当月額が 2 人目と同額となり、本人の所得制限も緩和された。

支給状況 (単位：人・円)

年度			R3	R4	R5	R6	R7
区分							
世 帯 数			3, 072	2, 986	2, 923	2, 912	2, 781
対前年伸び率			98. 8%	97. 2%	97. 8%	99. 6%	95. 5%
手 当 月 額	1 人目	全 額	43, 160	43, 070	44, 140	45, 500	46, 690
		一部支給	10, 180～43, 150	10, 160～43, 060	10, 410～44, 130	10, 740～45, 490	11, 010～46, 680
	2 人目		全部支給 10, 190 一部支給 5, 100～10, 180	全部支給 10, 170 一部支給 5, 090～10, 160	全部支給 10, 420 一部支給 5, 210～10, 410	全部支給 10, 750 一部支給 5, 380～10, 740	全部支給 11, 030 一部支給 5, 520～11, 020
	3 人目以降		全部支給 6, 110 一部支給 3, 060～6, 100	全部支給 6, 100 一部支給 3, 050～6, 090	全部支給 6, 250 一部支給 3, 130～6, 240	全部支給 6, 450 一部支給 3, 230～6, 440 ※11 月分以降は 2 人目と同額	※2 人目と同額

2. 母子生活支援施設事業

事業名 母子生活支援施設事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	昭和 23 年度		
8 年度予算	5,188 千円	前年度決算	3,114 千円
補助率	—	根拠法令等	児童福祉法

目的 母子生活支援施設は、児童の福祉を守るため、母子家庭の母と、原則として 18 歳未満の児童を共に保護し、生活、教育、就職等、自立へ向けて援助する施設である。施設型の支援ニーズの低下による入所者の減少や老朽化等の課題を踏まえ、令和 8 年 3 月末をもって廃止した。

○母子生活支援施設措置費を支弁したのべ世帯数・人数（旧松柏園分のみ）

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
のべ世帯数	42	45	46	15	5
のべ人員	106	171	177	54	10

※各月の初日に在籍する世帯数・人数の合計

3. 母子生活支援事業

事業名 母子生活支援事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	令和 7 年度		
8 年度予算	1,762 千円	前年度決算	6,522 千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 母子生活支援施設の廃止に伴う代替施策として、これまで施設で行ってきた支援の質の維持、向上と利用者の安全性の確保を前提として、母子生活支援のニーズの変化に対応した支援策を実施する。

事業内容 母子等の住居や一時保護先を確保するとともに、母子支援員の住居等への訪問等によって、就労、家庭生活、児童の教育に関する相談及び助言等の支援を行い、自立を促進する。

4. 母子保護等の実施

事業名 母子保護等の実施 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	昭和 23 年度		
8 年度予算	40,313 千円	前年度決算	18,287 千円
補 助 率	国 1/2	根拠法令等	児童福祉法

目 的 市外の母子生活支援施設や助産施設等での保護が必要な場合、入所を委託する。

○母子生活支援施設措置費を支弁した世帯数・人数 (市外施設分のみ)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
のべ世帯数	66	96	88	47	40
のべ人数	197	324	289	139	120

※各月の初日に在籍する世帯数・人数の合計

5. 母子寡婦福祉会助成事業

事業名 母子寡婦福祉会助成事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	昭和 48 年度		
8 年度予算	3,120 千円	前年度決算	3,120 千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 市内のひとり親家庭や寡婦の自立支援及び福祉の向上のために活動を行う団体の活動を助成しその育成を図る。

事業内容 母子寡婦福祉会運営費等の補助

名 称	会員数
久留米市母子寡婦福祉会	351

※令和 8 年 3 月末現在

実施事業 バスハイク・スポーツ大会・クリスマス会・ひな祭り・研修会等

6. 母子父子寡婦等福祉相談状況

事業名 母子父子寡婦等福祉相談状況 (担当課 家庭子ども相談課)

目 的 母子、父子家庭及び寡婦の生活全般の相談を通じ、個々の状況に応じた自立に必要な支援策や情報を提供するなど母子家庭の母及び寡婦の福祉の増進に努め、総合的支援を行っている。

相談の種類

- ①母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け、生活費、教育費、医療費等経済上の問題に関する相談
- ②就職、生業、住宅等生活上の問題に関する相談
- ③家庭紛争、児童の養育その他の問題に関する相談
- ④その他

相談状況

(単位：件数)

区分 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
生活一般	住 宅	562 (20)	395 (28)	52	122 (5)	84 (2)
	医 療	9	5 (1)	21	8	28
	家 庭 紛 争	211 (5)	413 (15)	695 (55)	682 (19)	895 (63)
	就 職	4 (1)	0	6	1	4
	結 婚	0	0	0	0	0
	養 育 費	0	0	55	0	45
	借 金	8	3 (1)	1 (1)	1	3
	そ の 他	790 (9)	477 (8)	317 (3)	242 (17)	230 (6)
	小 計	1,584 (35)	1,293 (53)	1,147 (59)	1,056 (41)	1,289 (71)
子 童	養 育	28	4	16	20	61 (10)
	教 育	0	1	0	0	0
	非 行	0	0	0	0	0
	就 職	0	0	0	0	0
	そ の 他	5	3	0	1	15
	小 計	33	7	16	21	76 (10)
生活支援	母 子 福 祉 資 金	57 (5)	60 (1)	267 (12)	210 (15)	255
	寡 婦 福 祉 資 金	0	0	3	9	9
	母子年金・母子福祉年金	0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当	0	0	0	0	0
	生 活 保 護	9	31	12 (1)	27	15
	税	0	0	0	0	0
	そ の 他	8	6 (1)	5	4	36
	小 計	74 (5)	97 (2)	287 (13)	250 (15)	315
その他	売 店 設 置	0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売	0	0	0	0	0
	母子世帯向公営住宅	0	14	1	3	2
	母子福祉施設の利用	0	0	0	0	0
	母子生活支援施設	0	9	2	9	2
	小 計	0	23	3	12	4
合 計		1,691 (40)	1,420 (55)	1,339 (56)	1,453 (72)	1,684 (81)
人 数		1,120 (36)	995 (54)	979 (45)	1,057 (60)	1,118 (70)

※ () は父子家庭の内数

7. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

事業名 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 （担当課 家庭子ども相談課）

事業開始年度	平成 20 年度		
8 年度予算	87,000 千円	前年度決算	119,956 千円
補 助 率	—	根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法

目 的 現に 20 歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭及び 20 歳以上の子を扶養している寡婦家庭等に資金の貸付（12 種類）を行い、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

母子父子寡婦福祉資金貸付状況（件数＝新規申込・金額＝継続分含む）

（単位：件・円）

年度 区分	R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修 学	17	36,060,390	13	22,698,111	19	14,994,608	17	18,858,700	30	25,195,350
技能習得	0	0	0	0	0	0	1	400,000	0	0
修 業	2	2,250,000	1	400,000	0	0	0	0	1	350,000
生 活	8	3,095,000	16	4,725,000	23	7,473,000	17	6,264,000	23	7,461,000
就学支度	28	10,981,000	30	11,220,000	28	12,530,000	55	22,864,000	33	15,490,000
住 宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度	1	330,000	0	0	1	330,000	0	0	0	0
転 宅	1	260,000	0	0	2	520,000	0	0	1	230,000
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結 婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	57	52,976,390	60	39,043,111	73	35,847,608	90	48,386,700	88	48,726,350

※父子家庭への貸付は平成 26 年 10 月から開始

8. ひとり親支援事業

事業名 ひとり親支援事業 （担当課 家庭子ども相談課）

事業開始年度	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業：平成 17 年度 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業：平成 17 年度 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：平成 28 年度 ひとり親家庭日常生活支援事業：平成 22 年度		
8 年度予算	75,531 千円	前年度決算	76,265 千円
補助率	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業、 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格 支援事業：国 3/4 ひとり親家庭日常生活支援事業：国 1/2	根拠法令等	母子及び父子並びに 寡婦福祉法

目 的 ひとり親家庭の自立の促進と生活の安定を図ることを目的とする。

事業内容

（1）ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が就労に役立つ資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担を軽減するため、修業期間中（上限 4 年）に「訓練促進給付金」を、卒業後に「修了支援給付金」を支給する。

対象者 次の要件をすべて満たすひとり親家庭の親

- ① 20 歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親
- ② 児童扶養手当の支給を受けている者又は、同等の所得水準にある者
- ③ 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、自動車整備士、製菓衛生師、調理師、歯科衛生士等の資格で養成機関において 6 ヶ月以上のカリキュラム、又は雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座で訓練期間が 6 ヶ月以上の講座（一般教育訓練については情報関係の資格に限る）を修業し、資格取得が見込まれる者（原則、通学制）
- ④ 就業と修業の両立が困難であると認められる者
- ⑤ これまで高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない者

支給額

	訓練促進給付金	修了支援給付金
市県民税課税世帯	月額 70,500 円	25,000 円
市県民税非課税世帯	月額 100,000 円	50,000 円

※訓練促進給付金について、修業期間の最後の 1 年間は月額 40,000 円の増額。

訓練促進給付金 支給実績

（単位：人）

年度	支給人数	看護師 准看護師	介護 福祉士	保育士	理学 療法士	作業 療法士	歯科 衛生士	その他
R3	20	16	0	1	0	1	1	1
R4	25	20	0	1	0	2	1	1
R5	32	23	0	2	0	2	2	3
R6	50	27	0	3	0	2	1	17
R7	62	24	0	5	0	2	2	29

(2) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が就労に役立つ資格を取得するため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講する場合、受講修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。

対象者 次の要件をすべて満たすひとり親家庭の親

- ①20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親
- ②「母子・父子自立支援プログラム」策定等の支援を受けている者
- ③就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して、教育訓練を受けることが適職に就くため必要であると認められる者
- ④これまで自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない者

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座

支給額 対象講座の受講料の60%相当額（上限は、一般教育訓練・特定一般教育訓練の指定講座については20万円、専門実践教育訓練給付の指定講座については年間40万円×修学年数（最大160万円）。その60%相当額が1万2千円以下の場合は支給しない。また、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある場合はその支給額との差額を支給し、差額が1万2千円以下の場合は支給しない。）

受講修了後1年以内に資格取得かつ就職等をした場合、費用の25%を追加支給（その額が1万2千円を超えない場合は支給しない。また、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある場合はその支給額との差額を支給し、差額が1万2千円以下の場合は支給しない。）

支給実績

年度	支給人数（人）	支給金額	受講講座
R3	8	768,419 円	准看護師課程（1人）、医療事務（1人） 介護福祉士実務者研修（2人） 介護職員初任者研修（2人） 行政書士（1人）、社会保険労務士（1人）
R4	4	906,914 円	准看護師課程（1人）、医療事務（1人） 介護福祉士実務者研修（1人） 幼児教育学科（1人）
R5	4	936,156 円	看護専門課程（1人）、医療事務講座（1人） 介護福祉士実務者研修（1人） 司法書士合格講座（1人）
R6	5	310,000 円	介護福祉士実務者研修（3人） Web デザイナー総合コース（1人） Web ディベロッパーコース（1人）
R7	13	3,318,000 円	准看護師、看護課過程（3人） 介護福祉士実務者研修（1人） 医療事務講座（2人） フォークリフト運転技能（1人） Web デザイナー総合コース（3人） Web ディベロッパーコース（1人） Web スペシャリスト（1人） AI×IoT エンジニア（1人）

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を助成する。

対象者 次の要件をすべて満たすひとり親家庭の親又は子。ただし、高校卒業者など大学入学資格を

取得している者は対象としない。

①20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親又は子

②「母子・父子自立支援プログラム」策定等の支援を受けている者

③就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること。

対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、市が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給額（通信制の場合）

①受講開始時給付金 受講費用の40%相当額（その額が10万円を超える場合その支給額は10万円とし、4千円以下の場合には支給しない。）

②受講修了時給付金 受講費用の50%相当額から①を差し引いた額（その額が12万5千円を超える場合その支給額は12万5千円とし、4千円以下の場合には支給しない。）

③合格時給付金 受講費用の10%相当額（①、②と合わせて上限15万円）

※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

（通学制の場合、又は通学制通信制併用の場合）

①受講開始時給付金 受講費用の40%相当額（その額が20万円を超える場合その支給額は20万円とし、4千円以下の場合には支給しない。）

②受講修了時給付金 受講費用の50%相当額から①を差し引いた額（その額が25万円を超える場合その支給額は25万円とし、4千円以下の場合には支給しない。）

③合格時給付金 受講費用の10%相当額（①、②と合わせて上限30万円）

※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

支給実績

年度	受講開始時給付金		受講修了時給付金		合格時給付金	
	支給件数	支給金額	支給件数	支給金額	支給件数	支給金額
R3	0件	0円	0件	0円	0件	0円
R4	1件	40,800円	0件	0円	0件	0円
R5	0件	0円	0件	0円	0件	0円
R6	1件	68,110円	0件	0円	0件	0円
R7	1件	83,952円	1件	17,030円	1件	17,028円

（４）ひとり親家庭日常生活支援事業

ひとり親家庭において、一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣し、必要な家事支援（食事の世話、衣類等の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物等）を行う。所得に応じた自己負担金がある。

対象 義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭

実施状況

年度	利用世帯	利用回数
R3	8世帯	336回
R4	9世帯	369回
R5	4世帯	217回
R6	9世帯	275回
R7	14世帯	401回

9. ひとり親サポートセンター事業

事業名 ひとり親サポートセンター事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市に伴う移譲事務)		
8 年度予算	3,867 千円	前年度決算	3,798 千円
補 助 率	国 1/2	根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法

目 的 ひとり親家庭の父や母、寡婦および離婚を考えている方等に、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを通じて自立支援を行う。

事業内容 ① 就業支援及び就業情報提供

個々のひとり親家庭の親等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適正、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供等に関し、適切な助言・指導を行う。

② 就業支援講習会

就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会を実施する。

③ 母子・父子自立支援プログラムの策定

児童扶養手当受給者および離婚を考えている方等を対象として、自立支援プログラムを策定する。
支援修了者を対象として、アフターケアを実施する。

④ 養育費相談

来所及び電話による養育費相談を実施する。

⑤ SNS等相談

- ・ SNS相談対応ツール(L I N E)を用いて、相談を実施する。
- ・ 電話相談予約ツールにより予約があった場合、相談者に入電し相談を実施する。

対象者 福岡県南地域のひとり親家庭の父、母及び寡婦および離婚を考えている方

実施方法 福岡県・久留米市の共同設置 (費用負担 県6 : 市4)

久留米市母子寡婦福祉会への委託により実施。

10. ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業

事業名 久留米市ひとり親家庭等の子どもの居場所づくり事業（担当課 家庭子ども相談課）

事業開始年度	平成 28 年度		
8 年度予算	11,880 千円	前年度決算	11,880 千円
補 助 率	国 1/2	根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法

目 的 夜間に子どもだけで過ごさざるを得ないひとり親家庭に対して、子どもが安心して、安全に過ごすことができる心の拠り所となる場を提供し、子どもの心身の健康状態の向上と基本的な生活習慣の改善や学習意欲の向上を図る。

事業内容 子どもの居場所となる拠点を設置し支援する拠点型事業と、対象児童の家を訪問し支援する派遣型事業とを併用し実施する。

対象者 原則として以下の条件を満たす児童及び生徒

- ①市内の小中学生のうち、ひとり親家庭・養育者家庭の児童及び生徒
- ②児童扶養手当を受給している世帯又は同等の水準にある世帯
- ③保護者の帰宅が遅くなるなど家庭

利用者数

年度	拠点型事業		派遣型事業	
	利用世帯	利用児童・生徒	利用世帯	利用児童・人数
R3	9 世帯	12 人	5 世帯	6 人
R4	13 世帯	16 人	2 世帯	3 人
R5	16 世帯	23 人	1 世帯	2 人
R6	13 世帯	21 人	1 世帯	2 人
R7	10 世帯	18 人	2 世帯	3 人

11. 養育費確保支援事業

事業名 養育費確保支援事業 （担当課 家庭子ども相談課）

事業開始年度	令和3年度		
8年度予算	1,398千円	前年度決算	680千円
補助率	国1/2	根拠法令等	市要綱

目的 養育費に関する公正証書等作成にかかる本人負担費用及び養育費の受け取りについて、養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）を補助することで、ひとり親（配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの）の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

事業内容 ①養育費に関する公正証書等作成費用の補助

養育費の取り決めについて作成した文書（公正証書等）の作成費用や家庭裁判所での調停に必要な収入印紙代・郵便切手代などを補助する（上限3万円）。

②養育費保証契約の保証料の補助

保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、保証料の負担分を補助する（上限5万円）。

③養育費の強制執行申立等に係る費用の補助（R8～）

養育費の強制執行の申立てに必要な収入印紙代、裁判所に提出する戸籍等取得費用・郵便切手代、弁護士等委任費用（着手金に限る）などを補助する（上限5万円）。

④養育費セミナー・個別相談会の開催

対象者 市内在住のひとり親家庭の母又は父で次の要件を満たす者

①養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書・調定調書など）を有している

②養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している

③過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等の作成に関する補助金を交付されていない

④養育費の取り決めに係る経費を負担している（養育費に関する公正証書等作成費用の補助の場合）

⑤保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している（養育費保証契約の保証料の補助の場合）

⑥不払い養育費を請求する権利を有しており、強制執行申立てに係る経費を負担している（養育費強制執行申立て等費用の補助の場合）

交付実績

年度	申請人数（人）	補助金交付額	補助内容
R3	13	244,120円	① 養育費に関する公正証書等作成費用の補助（12人） ② 養育費保証契約の保証料の補助（1人）
R4	32	597,775円	① 養育費に関する公正証書等作成費用の補助（31人） ② 養育費保証契約の保証料の補助（1人）
R5	23	456,922円	① 養育費に関する公正証書等作成費用の補助（22人） ② 養育費保証契約の保証料の補助（1人）
R6	33	610,992円	① 養育費に関する公正証書等作成費用の補助（33人） ② 養育費保証契約の保証料の補助（0人）
R7	28	558,155円	① 養育費に関する公正証書等作成費用の補助（28人） ② 養育費保証契約の保証料の補助（0人）

母子保健

I. 母子保健

1. 母子保健事業

事業名 母子健康教育・乳幼児等健診・新生児等訪問事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	昭和 40 年度		
8 年度予算	411,236 千円	前年度決算	381,948 千円
補 助 率	国 1/2・1/3、県 1/3	根拠法令等	母子保健法

目 的 母子保健事業は、母性の尊重及び乳幼児の健康の保持増進という母子保健法の理念に基づき、全ての母と子について、妊娠・出産・育児において適切な指導と援助を行う。

事業内容

（1）妊娠届出と親子（母子）健康手帳の交付（母子保健法第 15 条・16 条）

目 的 妊娠届出は、妊婦に対する健康診査、保健指導等の母子保健の向上に関するサービスを早期に実施するための基礎となる。また親子（母子）健康手帳は、妊娠期から育児期にいたるまで、母子の健康管理や適切な保健指導のために活用することができる。また、母子手帳アプリを導入し、母子保健サービスや子育て情報等をタイムリーに配信する。

対 象 妊娠届出を行った妊婦に対して親子（母子）健康手帳を交付する。但し、妊娠中に交付を受けていなかった場合は、出生後において交付する。

妊娠届出数・母子健康手帳交付数（単位：人）

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
届 出 数	2,380	2,208	2,151	2,018	2,068
多 胎	28	23	29	24	27
交 付 数	2,408	2,231	2,180	2,042	2,095

（2）妊娠期からのケアサポート事業

目 的 連携シートを活用し、産科医療機関・小児科医療機関とお互いに情報を共有しながら、妊娠早期からの支援を行う。

① 産科・新生児科医療機関連携件数（単位：件）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
連 携 件 数	359	364	314	359	386

② 小児科医療機関連携件数（単位：件）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
連 携 件 数	79	87	69	51	73

③ 精神科医療機関連携件数（単位：件）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
連 携 件 数	14	5	4	3	4

④ 産科医療機関との連携会議

(単位:回・人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実 施 回 数	1	2	2	1	1
参 加 者 延 人 数	14	22	21	11	21

妊娠ほっとライン 思いがけない妊娠等助産師・保健師等が専用電話やメールでの相談に応じている。

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
相 談 件 数	41	54	83	85	77

(3) 産前産後サポート事業 (平成 29 年 6 月から実施)

目 的 多胎妊産婦を対象に、多胎児育児経験者が、妊娠初期から、訪問等による子育てのアドバイスや乳幼児健診等への付き添いのサポートを行うなど、身体的、精神的負担軽減を図る。

① 病院訪問

(単位:回・人)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
回 数	3	3	6	4	8
参加者数	10	5	12	12	15

② 自宅訪問及び健診等サポート

(単位:人・件)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実 人 数	19	18	29	33	27
延 件 数	31	26	51	65	61

(4) 産後ケア事業 (平成 29 年 6 月から実施)

目 的 産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、病院、助産所等の空きベッドを活用し、母子への心身のケアや育児サポート等を行う。

対 象 産後 1 年以内の産婦のうち、心身の不調又は育児不安がある者及び、家族等の支援が十分に 得られない者

延べ申請件数

(単位:件)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
ショートステイ	93	123	245	374	501
デイサービス	54	59	150	287	471

(5) 健康教育（母子保健法第9条）

①マタニティ教室（母子保健法第9条）

目 的 妊娠、出産、育児について正しい知識を普及し、不安の解消を図る。

対 象 妊婦とその家族。

実施状況 夫婦で参加できるプログラム「プレパパ・ママ教室」や35歳以上の初妊婦を対象とした「すこやかマタニティ教室」、令和元年度から妊娠中の食事や育児に関する「マタニティ食事教室」を実施。

(単位：回・人)

内 容	R5		R6		R7	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
「プレパパ・ママ教室」 * 赤ちゃんの沐浴実習、パパの妊婦生活体験	27	655	27	581	27	656
「すこやかマタニティ」 * 35歳以上の初妊婦を対象とした講話、質疑	3	32	3	31	3	35
「マタニティ食事教室」 * 講話（妊娠中の食事/子育て体験談） 離乳食体験	4	36	4	66	4	67
合 計	34	723	34	678	34	758

②離乳食教室（母子保健法第9条）

目 的 離乳食に関する悩みを早期に軽減、解決できるよう支援する。

対 象 生後4ヶ月～1歳未満の乳児の保護者。

実施状況 離乳食の必要性や良い食習慣の基礎についての講話、調理実習を実施。

(単位：人)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
参加者数	111	307	318	313	275

離乳食教室内容（令和7年度）

(単位：回・人)

内 容	実施回数	参加者数
「はじめてクラス」生後4ヶ月～6ヶ月児の保護者 * 講話・調理デモンストレーション	23	222
「ステップクラス」生後7ヶ月～1歳未満児の保護者 * 講話・Q&A	9	53
合 計	32	275

③幼児安全法講習会（母子保健法第9条）

目 的 核家族化による幼児の看護能力の低下等への対応策の一つとして、幼児を持つ保護者を対象に幼児安全法（看病・手当の仕方）の短期講習会を開催。

対 象 小学生までの子どもをもつ保護者。

<令和7年度実績>

(単位：人)

	実施日	会 場	内 容	参加者
第1回	6月4日（水）	南部保健センター	「子どもの看病と手当のしかた」 ①子どもの病気の特徴について （観察のポイント） ②主な病状と手当の仕方 （熱・せき・嘔吐・下痢・けいれん・脱水症等） ③乳幼児の心肺蘇生法・異物除去について （実技指導）	6
第2回	7月12日（土）	久留米赤十字会館		14
第3回	8月22日（金）	久留米赤十字会館		7

第 4 回	9 月 24 日（水）	城島げんきかん		9
第 5 回	10 月 23 日（木）	久留米赤十字会館		17
計				53

(6) 健康相談(母子保健法第9条)

① ゆったり子育て相談会

目的 健康・子育てに関する悩みを早期に軽減、解決できるよう支援する。

対象 就学前の乳幼児。

② ママパパきもち楽々相談

目的 産後うつ・育児困難感等のメンタル面の悩みを軽減できるよう支援をする。

対象 妊娠出産・子育てについてメンタル面の悩みのある保護者。

区分 \ 年度	R3		R4		R5		R6		R7	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
ゆったり子育て相談会	31	242	48	334	46	339	48	599	48	683
ママパパきもち楽々相談	19	50	22	56	21	47	24	64	24	59

(7) 健康診査(母子保健法第12条・13条)

① 4か月児健康診査(母子保健法第13条)

目的 乳児期に起きやすい異常の早期発見に努め、併せて乳児の健全な育成を図る。

対象 生後4か月～5か月児。

方法 各医師会に委託し、個別方式で実施。

(単位：人・%)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者	2,358	2,322	2,255	2,084	2,016
受診者	2,321	2,269	2,143	2,071	1,906
受診率	98.4	97.7	95.0	99.4	94.5

② 10か月児健康診査(母子保健法第13条)

目的 乳児後期における異常や発達遅滞の早期発見に努めるとともに、子どもの発達や育児の不安や悩みを持つ保護者に対し、必要な支援を行う。

対象 生後10か月～11か月児。

方法 各医師会に委託し、個別方式で実施。

(単位：人・%)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者	2,399	2,350	2,272	2,207	1,994
受診者	2,289	2,215	2,176	2,045	1,897
受診率	95.4	94.3	95.8	92.7	95.1

③ 1 歳 6 か月児健康診査（母子保健法第 12 条）

- 目 的 発育や発達の状態を的確に評価し、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞など障害を持った幼児の早期発見・指導を行い、心身障害の進行を未然に防止する。
- 対 象 生後満 1 歳 6 か月を超え、満 2 歳に達しない幼児。
- 方 法 各医師会に委託し、個別方式で実施。各保健センターにおいては、個別方式に加え、集団方式も実施。

(単位：人・％)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者	2,542	2,351	2,363	2,153	2,136
医 科	2,434	2,319	2,328	2,036	2,083
	95.8	98.6	98.5	94.6	97.5
歯 科	2,206	2,011	2,027	1,772	1,823
	86.8	85.5	85.8	82.3	85.3

④ 3 歳児健康診査（母子保健法第 12 条）

- 目 的 発育状況、栄養状態、疾病の有無等の健康診査にとどまらず、精神発達や社会性、生活習慣の形成などについても調べ、総合的な判断のうえにたって適切な指導を行う。
さらに各種の心身障害を発見し、適切な措置を行うことにより、幼児の健全な育成を図る。
- 対 象 満 3 歳を超え、満 4 歳に達しない幼児。
- 方 法 各医師会に委託し、個別方式で実施。各保健センターにおいては、個別方式に加え、集団方式も実施。

(単位：人・％)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者	2,708	2,656	2,413	2,357	2,298
医 科	2,564	2,575	2,386	2,255	2,231
	94.7	97.0	98.9	95.7	97.1
歯 科	2,244	2,233	2,063	1,994	1,899
	82.9	84.1	85.5	84.6	82.6

⑤ 妊婦健康診査（母子保健法第 13 条）

- 目 的 市内の妊婦の健康管理を促し、もって妊婦及び胎児の健康保持増進を図る。
- 対 象 妊婦。
- 方 法 福岡県医師会、佐賀県医師会、大分県医師会、福岡県助産師会に委託して、個別方式で実施。
里帰り出産の場合には償還払いを実施。
(平成 20 年度から健診回数を 2 回から 5 回へ、平成 21 年度から 14 回に拡充。平成 23 年 1 月から HTLV-1 検査を追加。平成 24 年度からクラミジア検査・GBS 検査を追加。平成 27 年 1 月から妊婦歯科健康診査を実施。平成 30 年度から 1 回目に血糖検査追加。令和 3 年度から多胎妊婦健診 5 回分上乗せ補助。令和 4 年度から 1 回目に超音波検査を追加。令和 7 年度から子宮頸がん検診を追加し、超音波検査を 3 回から 4 回に拡充。)

(単位：件)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
基本健診+血液検査+血糖検査(1回分)	2,375	2,152	2,147	1,990	2,047
基本健診(7回分)(H21～23は10回分、H24～R6は8回分)	15,468	14,371	14,336	12,967	11,166
基本健診+貧血検査(1回分)	2,265	2,156	2,052	1,890	1,889
基本健診+超音波(2回分)(R6年までは1回)	2,258	2,136	2,107	1,879	4,069
基本健診+超音波+貧血+血糖検査(1回分)	2,327	2,206	2,176	1,934	1,994
基本健診+クラミジア(1回分)	2,330	2,145	2,155	1,933	1,984
基本健診+B群溶血性レンサ球菌(GBS)(1回分)	2,256	2,199	2,105	1,901	1,906
子宮頸がん検診					1,830
多胎妊婦健診(1人当たり5回分限度)	11	0	0	0	0
妊婦歯科健康診査	987	914	932	826	890

⑥産婦健康診査(平成29年10月から実施)

目的 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援の強化を図る。

対象 産婦

方法 久留米医師会、浮羽医師会、助産院に委託して、個別方式で実施。
里帰り出産の場合には償還払いを実施。

(単位：件)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
1回目	2,076	2,014	1,972	1,857	1,839
2回目	2,246	2,167	2,104	1,893	1,920

⑦新生児聴覚検査(令和元年10月から実施)

目的 先天性難聴の早期発見に有効な手段である新生児聴覚検査の費用を助成することにより、要支援者の早期発見を行い、早期支援の強化を図る。

対象 新生児

方法 久留米医師会、浮羽医師会、助産院に委託して、個別方式で実施。
里帰り出産の場合には償還払いを実施

(単位：人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者	2,386	2,289	2,226	2,009	2,017
受診者	2,057	1,928	1,919	1,745	1,719

⑧1か月児健康診査(母子保健法第13条)令和8年10月から実施

目的 疾病及び異常の早期発見に努め、養育環境や栄養状態の確認を行うとともに、育児に関する助言等を行い保護者の育児不安の解消を図る。

対象 出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児

方法 久留米医師会、浮羽医師会に委託して、個別方式で実施。
里帰り出産の場合には償還払いを実施。

⑨5歳児健康診査(母子保健法第13条)令和8年10月から実施

目的 言語の理解や社会性、保護者の困り感等から特性を早期に発見し、就学に向けた支援につなげるとともに、生活習慣等の育児に関する助言等を行い、保護者の育児不安の解消を図る。

対 象 5 歳児（年中児）

方 法 保護者に5歳児健診アンケートを実施し電子申請で回答後、必要時、保健師等から連絡を行う。

（8）新生児及び妊産婦訪問指導（母子保健法第11条・17条・19条、こにちは赤ちゃん事業実施要綱）

目 的 新生児及び妊産婦の家庭を訪問し、適切な指導・助言を行うことで不安を除き、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援する。

平成30年度から、「新生児及び妊産婦訪問指導」と「こにちは赤ちゃん事業」をこども子育てサポートセンターにて一元的に実施。

対 象

①新生児

新生児とその家族。ただし、里帰り分娩等により期間内に訪問が困難な場合は生後90日までの乳児。

②妊産婦

多胎児、外国人の初妊産婦、訪問を希望する妊産婦及びその家族。また、産婦でハイリスク者（18歳未満及び多胎児、外国人の産婦）及びその家族。

③未熟児

2,000g以下の低出生体重児及びその家族。

④ハイリスク児

18歳未満の若年妊婦や妊娠22週以降の妊娠届出等のハイリスク妊婦、各種事業、医療機関、他市町村、関係部局からの紹介等から把握したハイリスク児およびその家族。

●新生児及び妊産婦訪問指導 実施状況

（単位：件）

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
妊 産 婦	2,574	2,588	2,534	2,373	2,442
新 生 児	2,539	2,520	2,455	2,295	2,328
未熟児（再掲）	38	43	48	71	50
ハイリスク児（※）	744	818	900	794	926

※ハイリスク児には新生児の数も一部含む

（9）乳幼児歯科保健事業

○1歳児歯科健康診査

目 的 乳幼児期のう蝕有病率を低下させるとともに、保護者に対し正しい知識を与え歯科予防に対する意識の向上を図る。

対 象 生後満1歳を超え、満1歳3か月に達しない幼児

方 法 歯科健康診査、むし歯予防のブラッシング指導等、フッ化物塗布（希望者のみ）

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数（人）	2,665	2,432	2,394	2,311	2,191	2,035
参加者数（人）	1,817	1,805	1,727	1,699	1,585	1,431
（うちフッ化物塗布者）（人）	1,757	1,708	1,614	1,612	1,496	1,357
参加率（％）	68.2	74.2	72.1	73.5	72.3	70.3

※令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止等の理由により個別方式にて実施。

（10）妊婦交流会

○マタニティ交流会

目 的 保護者が妊娠中から地域の子育て支援施設を知り、産後の利用につながりやすくするとともに、妊娠中から身近な相談相手をつくることで、保護者が地域で孤立することなく安心して出産・子育てができる地域づくりを目指す。

方 法 地域子育て支援センター全 9 か所で 1 回ずつ開催。保育士、保健師の講話と交流会を実施。
 対 象 妊婦

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
実施回数（回）	1	9	9	9	9
参加者数（人）	10	60	66	57	62

(11) 初回産科受診料支援事業

目 的 住民税非課税世帯等の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。

対 象 住民税非課税世帯の妊婦又は同等の所得水準である妊婦

方 法 産科医療機関を受診する前にあらかじめ当該受診に係る受診票（助成券）を交付、又は、受診後に償還払いを実施。

年 度	R5	R6	R7
受診者(人)	12	21	26

2. 乳幼児発達相談診査事業

事業名 乳幼児発達相談診査事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市移譲事務）		
8 年度予算	3,561 千円	前年度決算	2,033 千円
補 助 率	国 1/2	根拠法令等	市要領

目 的 障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、又は出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動発達面等において障害を招く恐れのある児童に対し、小児科医師等による発育・発達の診察・指導を行い、適切な療育を受けられるよう関係機関と連携を図り、効果的なケアが行えるシステムを確立する。

事業内容

①気になるお子さんの相談

身体発育・精神面・行動面で問題のある児童について、専門医師、臨床心理士、保健師等により発達の診察・指導を行う。

②ことばの相談

言語発達に関する訓練指導を要すると認められる児童について、言語聴覚士、保健師等により発達の訓練指導を行う。

③低出生体重児教室（リトルにこにこ親子教室）

身体測定、専門医師・保健師等による講話や栄養士による専門栄養教室、保護者交流会を実施する。

④多胎児育児支援教室

多胎妊婦や多胎児をもつ保護者を対象に講演会や保護者交流会等を実施する。また、多胎児育児サークルへの支援として身体計測や育児相談等の支援を実施。

⑤母子保健関係者研修会・乳幼児健診関係者研修会

健診等の精度管理強化、関係者資質向上のための研修を実施する。

⑥育児支援教室

乳幼児の発達や関わり方について、正しい知識を理解し、保護者の不安の軽減を図ることを目的に講演会や交流会を実施する。

⑦発達フォロー支援教室（親子のびのび教室）

- ・子どもへの具体的な関わり方を学び、スキルアップを図ることで発達を促すとともに、保護者の育児ストレス、不安の解消を図ることを目的に実施する。
- ・乳幼児発達相談につなぐ前の相談の場、相談後のフォローの場とする。

（単位：回・人）

区分 \ 年度	R3		R4		R5		R6		R7	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
気になるお子さん相談	43	107	42	107	41	94	43	86	44	86
ことばの相談	12	67	12	62	12	56	12	59	12	62
低出生体重児教室	5 (2)	29 (9)	8 (2)	64 (14)	7	28	9	41	3	13
多胎児育児支援教室	1	48	3	101	3	106	3	178	3	158
母子保健関係者研修会	1	58	1	64	1	90	1	50	1	94
乳幼児健診関係者研修会	動画配信（31）		動画配信（14）		動画配信（21）		動画配信（52）		動画配信（46）	
育児支援教室	動画配信		1	32	2	32	3	42	3	38
親子のびのび教室	19	51	28	86	30	67	25	63	30	71

※低出生体重児教室（ ）内は専門栄養教室の内数 ※乳幼児健診関係者研修会（ ）内は申込者数

※母子保健関係者研修会・乳幼児健診関係者研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は未実施

3. 生涯を通じた女性の健康支援事業

事業名 生涯を通じた女性の健康支援事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市移譲事務）		
8 年度予算	6,633千円	前年度決算	1,129千円
補 助 率	国1/2	根拠法令等	市要綱

（1）生涯を通じた女性の健康支援事業

目 的 女性が、自身の健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、相談会を実施することで、生涯を通じた女性の健康の維持増進を図る。

事業内容

- ①思春期から更年期に至る女性特有の体の悩み、不妊等に関して、助産師による面接相談を実施。
- ②不妊専用ダイヤルにて、電話相談を実施。（随時）

（単位：回・件）

区分 \ 年度	R3		R4		R5		R6		R7	
	回数	件	回数	件	回数	件	回数	件	回数	件
女性の健康相談	3	7	2	3	2	3	0	0	3	5
電 話 相 談	-	5	-	7	-	4	-	13	-	7

（2）思春期保健対策事業

目 的 思春期にある児童生徒や保護者が、性や妊娠・出産について考え、将来安心して結婚・妊娠・出産できるよう講演会等を通じて支援を行うとともに、関係機関との連携の強化を図る。

事業内容

①出前講座の実施

学校等に出向き、生徒が、命の大切さや、性や妊娠・出産に関する正しい知識と行動を学習できる機会を提供し、意識の醸成を図る。

（単位：回・人）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実 施 回 数	34	28	45	21	28
参加者延人数	1,900	1,219	1,708	2,009	2,024

※令和4年度から高等学校はプレコン出前講座として実施。

②思春期保健意見交換会

思春期の現状や課題、関係機関における取り組み等の情報共有を図る。

（単位：回・人）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実 施 回 数	-	1	1	1	1
参加者延人数	-	19	11	15	20

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議にて実施。

③プレコン出前講座（高校生・大学生・専門学生対象）の実施

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、大学生や将来の妊娠・出産に向き合う若くて健康な年代に対してプレコンセプションケアの実施など、専門職の出前講座による妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図る。

年 度	R4	R5	R6	R7
実施回数	2	3	5	3
実施箇所	6	3	6	2

④AMH検査費助成事業（令和6年10月開始）

目的 プレコンセプションケアの取り組みの一環として、卵巣の中に卵子がどれくらい残っているかを調べるための「AMH検査（血液検査）の助成」を行う。また、検査結果に対して医師によるアドバイスを実施。

内容 対象者：久留米市内に住所を有する30～39歳の女性

助成額：8,500円（公費：8,000円、受検者の自己負担：500円）

助成回数：1人1回限り

委託先：受託医療機関（産婦人科）

委託内容：（1）問診（検査の説明等）
（2）血液検査
（3）検査結果の説明
（4）検査結果に応じてアドバイスを実施

年 度	R6	R7
実施回数	55	49
受託医療機関数	12	12

⑤プレコンゼミ（令和6年度のみ）

男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進するために、市民向けの講演会を開催。参加者は、86人。

4. 未熟児養育医療給付事業

事業名 未熟児養育医療給付事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
8年度予算	28,779千円	前年度決算	18,941千円
補助率	国1/2、県1/4	根拠法令等	母子保健法

目的 未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にかかりやすく、その死亡率が極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、入院治療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を図る。

事業内容 養育のため医療機関に入院することが必要な未熟児に対する医療の給付（現物給付）を行う。健康保険による医療の給付が優先し、保険適用後の自己負担分が本事業の給付対象となる。なお、保護者の所得に応じて制度上の負担が発生するが、当該負担は全額こども医療費の対象となるため、結果的に保護者の医療費負担は生じない。

（単位：人・円）

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
受給者数	53	64	67	52	57
医療費	22,664,258	12,773,763	28,716,588	14,479,132	16,263,029
食事療養費	2,727,460	2,265,500	2,786,400	2,648,870	2,666,870

5. 育成医療給付事業

事業名 育成医療給付事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市移譲事務）		
8 年度予算	7,852 千円	前年度決算	2,600 千円
補助率	国 1/2、県 1/4	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 身体に障害のある 18 歳未満の児童について、治療することによって、障害の進行を防いだり、障害の軽減が可能である場合、指定医療機関での医療の給付を行うことにより、障害者福祉の向上を図る。

事業内容 身体に障害のある児童または現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、比較的短期間の治療により効果が期待される児童に対し、育成医療に係る医療費を支給する。

*受給者数は受給者証を交付した人数（単位：人・円）

年度		R3	R4	R5	R6	R7
区分						
肢体不自由	受給者数	10	8	8	7	5
	医療費	1,106,428	899,947	1,359,020	867,379	394,834
	食事療養費	0	0	0	0	0
視覚障害	受給者数	0	0	0	0	0
	医療費	0	0	0	0	0
	食事療養費	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	受給者数	0	0	0	0	0
	医療費	0	0	0	0	0
	食事療養費	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	受給者数	44	39	38	35	37
	医療費	939,571	637,073	907,823	955,900	777,175
	食事療養費	0	0	0	0	0
心臓障害	受給者数	5	2	1	2	0
	医療費	4,508,649	4,236,100	165,755	0	0
	食事療養費	102,590	24,280	0	0	0
腎臓障害	受給者数	0	0	0	0	0
	医療費	0	0	0	0	0
	食事療養費	0	0	0	0	0
肝臓障害	受給者数	0	0	0	0	0
	医療費	0	0	0	0	0
	食事療養費	0	0	0	0	0
その他内臓障害	受給者数	9	5	4	2	1
	医療費	626,269	491,285	427,052	228,190	1,090,820
	食事療養費	0	0	0	0	19,300
免役機能障害	受給者数	2	1	0	2	1
	医療費	377,551	237,123	393,073	245,327	326,445
	食事療養費	0	0	0	0	0
計	受給者数	70	55	51	48	44
	医療費	7,558,468	6,501,528	3,252,723	2,296,796	2,589,274
	食事療養費	102,590	24,280	0	0	19,300

6. 不育症検査費・治療費給付事業

事業名 不育症検査費・治療費給付事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	令和3年度		
8年度予算	710千円	前年度決算	310千円
補助率	国1/2	根拠法令等	国及び市要綱

目的 不育症に悩む方を支援するため、不育症検査や治療に要した費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

事業内容 (1) 不育症検査費・治療費助成事業（市独自、令和4年度開始）

保険診療の対象とならない不育症検査費および治療費に要した費用の一部を助成。

対象者：2回以上の流産、死産の既往があり、申請日時点において久留米市内に住所を有する夫婦（事実婚を含む。）所得制限なし。

回数：一夫婦あたり1回限り。

助成金額：治療・検査費用に2分の1を乗じて得た金額（上限5万円）。

対象となる検査：保険診療の対象とならない以下の検査。

検査…抗リン脂質抗体検査（6種類）、凝固因子検査（4種類）、染色体検査（2種類）

治療…ヘパリン療法、低用量アスピリン療法

※その他、医師が必要と認めた検査・治療

(2) 先進医療不育症検査費助成事業（国補助、令和3年度開始、令和4年度対象の検査変更）

先進医療として告示されている不育症検査に要した費用の一部を助成。

対象者：既往で流死産回数が2回以上の方。婚姻関係は問わず、年齢制限、所得制限なし。

回数：制限なし。

助成金額：1回の検査に係る費用の7割に相当する額で、上限6万円。

対象の検査：令和4年12月1日より先進医療として適用となった「流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）」

令和7年6月1日より先進医療として適用となった「抗ネオセルフβ2グリコプロテインI複合体抗体検査」

また、先進医療の実施機関として届出又は承認されている保険医療機関で実施した検査に限る。

実施状況

（単位：件）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
不育症検査費・治療費助成	—	1	6	15	10
先進医療不育症検査費助成	0	0	0	0	3

7. 子育て世代包括支援事業

事業名 子育て世代包括支援事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	平成 29 年度		
8 年度予算	1, 636 千円	前年度決算	617 千円
補 助 率	国 2/3、県 1/6	根拠法令等	児童福祉法、母子保健法

※令和元年度より子育て世代包括支援事業と子ども総合相談事業を統合し子育て世代包括支援事業とした。

目 的 若い世代の希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることの出来る環境づくりを一層促進する為、子育て家庭に寄り添った切れ目ない子育て支援に取り組む。

事業内容 妊産婦、乳幼児、学齢期以降の 18 歳までの児童およびその養育者を対象に母子保健および子育てに関する相談に応じる。その後、家庭訪問やそれぞれのニーズに応じた情報提供、関係機関の繋ぎといった継続的支援に取り組むとともに、子ども専用相談ダイヤル「結らいいん」を設置して子ども自身からの相談体制を整備し、市内の小学校から高等学校にカードを配付して周知する。また、平成 29 年 10 月から設置したこども子育てサポートセンターの機能充実を図り、支援が必要な母子の心身のケアや育児サポート等の事業に繋げるなど、支援体制を強化することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を行う。

相談件数 (単位：件)

区分 \ 年度	R3	R4	R4	R5	R7
母子保健	902	984	806	620	751
子育てに関すること	611	532	527	530	508
保護者自身に関すること	215	201	188	158	177

8. 妊婦等包括相談支援事業

事業名 妊婦等包括相談支援事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	令和 4 年度 (R5. 2～)		
8 年度予算	396 千円	前年度決算	604 千円
補 助 率	国 1/2 県 1/4	根拠法令等	児童福祉法

※令和 4 年度、5 年度については、出産・子育て応援伴走型相談支援事業として出産・子育て応援給付金事業と一体的に実施。令和 7 年度より法定化され妊婦等包括相談支援事業として実施。

目 的 妊娠時から出産・子育てまで面談やアンケート等を通じて、様々な不安や悩みを聞き、必要な情報提供や支援につなぐ等、相談支援体制の充実を図る。また、妊婦のための支援給付金事業と連携し実施することで、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・育児ができる環境を目指す。

事業内容 ①妊娠届出時の面談
②妊娠 8 か月頃のアンケート、面談
③出産後の面談

(単位：件)

区分 \ 年度	R4	R5	R6	R7
妊娠 8 か月アンケート回答者数	211	1, 375	989	1, 361
妊娠 8 か月面談者数	29	206	128	140

